社団法人全国警備業協会役員給与規程

(目的)

第1条 この規程は、社団法人全国警備業協会の常勤の役員(以下「役員」という。) の給与について定めることを目的とする。

(通則)

第2条 役員の給与については、この規程に定めるもののほか、一般職の給与に関する法律(昭和25年法律第95号 以下「給与法」という。)及びこれに基づく 法令等を準用する。

(給与の支払)

第3条 この規程に基づく給与は、現金で支払わなければならない。

(給与の種類)

第4条 役員の給与は、俸給とする。

(俸給)

第5条 俸給の月額は、給与法別表第九指定職俸給表を準用し、予算の範囲内で会長が 定める。

(給与の支給)

- 第6条 役員の給与の支給定日は、毎月25日とする。ただし、次の各号に掲げる場合 には、当該各号に掲げる日を支給定日とする。
 - (1) 25日が日曜日又は休日に当たるときは、23日
 - (2) 25日が土曜日に当たるときは、24日(その日が休日に当たるときは、 23日)
- 第7条 役員から書面で申し出があった場合は、給与の一部又は全部を役員の預金又は 貯金への振込みの方法によって支払うことができる。

(退職金の支給決定)

第8条 常勤の役員の退職手当の額及び支給方法については、国家公務員退職手当法 (昭和28年法律第182号)の規定に準じて、会長が定める。

(実施細目)

第9条 この規程の実施について必要な細目は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成14年12月17日から施行する。